

外国子会社配当の益金不算入制度は 何のためにあるか

増井 良啓

| | |
|-----------------------|----------------------|
| はじめに | Ⅲ 日本の課税ルールは相手国の税制をどこ |
| I 国際的二重課税の排除 | まで意識すべきか |
| II 「国際的二重課税を排除する」とはどう | おわりに |
| いうことか | |

はじめに

平成21年度税制改正（2009年3月）で、外国子会社配当の益金不算入制度（法税23条の2）が導入された。その適用要件は、外国子会社が当該外国で法人税を納付済であることを要求していない。そのため、この制度の適用によって、国際的二重課税を排除する以上の便益が生じうる。

本稿は、このことの意味を探究し、ふたつの異なる考え方を抽出する。すなわち、内国法人の全世界所得に対して少なくとも日本の法人税率での課税を及ぼすという考え方と、相手国での課税の有無を問題にせず日本で免税するという考え方である。そして、日本の国際課税ルールの現状がこのふたつの考え方の間の微妙な折衷になっていると主張する。

I 国際的二重課税の排除

1 外国子会社配当益金不算入制度の位置づけ

(1) 問題の提示

外国子会社配当の益金不算入は、何のための制度なのだろうか。

(2) 国際的二重課税排除の方式としての外国子会社配当益金不算入制度

一般的には、国際的二重課税の排除のためのものである、と理解されている。

立案担当者は、「外国子会社から受ける配当に係る二重課税排除の方式として、…企業の配当政策の決定に対する税制の中立性の観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する視点も踏まえ、…間接外国税額控除に代えて…外国子会社配当益金不算入制度が導入されました。」と述べている⁽¹⁾。

青山慶二教授も、「国境を越えた二重課税の調整メカニズムとして…間接外国税額控除…に代わる役割を果たすもの」ととらえている⁽²⁾。

(3) 国外資金の日本への環流

学説の多くは、二重課税の排除措置と位置づけつつ、国外資金の日本への環流を促進する、という趣旨を読み込んでいる。

金子宏教授は、この制度は「産業政策的考慮に由来するもの」と指摘する⁽³⁾。水野忠恒教授は、その趣旨を、「外国で稼得した収益を国内に還流させ」ることに求める⁽⁴⁾。谷口勢津夫教授も、「企業の配当政策に対する税制の中立性の確保を、その正当根拠の基本とする」とされ、そのことを通じて、「いわば『資金環流税制』として機能することが期待されている」という⁽⁵⁾。

これを一步すすめて、より端的に「経済対策としての政策税制」として位置づけるのが、赤松晃教授である⁽⁶⁾。志賀櫻弁護士も、資金還流を目指すという背景を強調している⁽⁷⁾。

これらに対し、渕圭吾教授は、この措置が恒久的措置であることから、資金環流を立法趣旨とすることに疑問を提示している⁽⁸⁾。

(4) 国外所得免除方式の部分的な採用

二重課税の排除方式と位置づけつつ、部分的に国外所得免除方式をとったという理解も多い。

金子宏教授は、現行制度において「税額控除方式と国外所得免除方式とが併存していることになる」と指摘する⁽⁹⁾。藤井保憲教授は、「全面的な国外所得免除方式への移行とはいえないが、外税控除方式から国外所得免除方式への動きの1つと捉えることができる」と述べる⁽¹⁰⁾。より端的に、「領土主義課税に基づく配当非課税は、海外子会社が日本の領土外で稼得する所得に対する課税権を放棄するものである」と位置づける伴忠彦氏の指摘もある⁽¹¹⁾。

朝長英樹氏らのグループは、「外国子会社配当益金不算入制度は、外国子会社がどのような課税を受けているのかということとは関係なく制度の適用を認めるものとなって」いると述べたうえで⁽¹²⁾、この制度は「『受取配当益金不算入制度』というよりも、外国において子会社形態で行う事業による所得を免税とする制度、すなわち、『外国子会社事業免税制度』ということにな」と指摘している⁽¹³⁾。

2 二重課税という言葉の多義性

(1) 本稿における「国際的二重課税」の暫定的な定義

このように、外国子会社配当の益金不算入制度は、国際的二重課税の排除方式として一般に理解されている。本稿も、この理解を出発点とする。

もっとも、二重課税という言葉は多義的であって、この語に安易によりかかると、泥沼におちいるおそれがある。問題は二重課税そのものではなく、二重にせよ一重にせよ、課税がもたらす歪みをいかに軽減できるかという具体的な論点にある⁽¹⁴⁾。二重課税の概念に過度にこだわることは、あまり生産的でない。

本稿では、「国際的二重課税」という用語で、ある国と別の国の課税が競合する場合を広く指しておく。異なる法主体に対する経済的二重課税も含める。この言葉を用いるのは、あくまで分析の出発点としてである。

(2) 補説・内国法人間配当に関する最高裁の説示

外国子会社から受ける配当そのものについてではないが、内国法人から受ける配当について、最高裁が二重課税という言葉を用いた例がある。その説示

は、本稿のような広い定義を十分に許容する。

最判平成21・7・10民集63巻6号1092頁〔南九州コココーラ・ボトリング株式会社事件〕では、内国法人間の配当について、配当を受け取った側の法人の法人税額の計算上、源泉所得税額を税額控除できるかが問題とされた。

最高裁は、法人税法68条1項の趣旨を、次のように判示する。すなわち、「内国法人が支払を受ける利子及び配当等に対し法人税を賦課した場合、当該利子及び配当等につき源泉徴収される所得税との関係で同一課税主体による二重課税が生ずるため、これを排除する趣旨」であるというのである（下線は増井による）。

ところが、配当を受け取る側の内国法人には、益金不算入措置の適用を受ける範囲で（法税23条）、法人税がかからない。したがって、その場合には、結果的にみて、源泉徴収所得税との間で「二重課税」は存在しないはずである。

最高裁のこの判示は、「法人税を賦課した場合」について述べているから、益金不算入措置の適用がない場合を念頭において趣旨を述べているのかもしれない。もっとも、そのように善解するだけでは、益金不算入となる場合について疑問が残り、趣旨説明としていささか不十分である。

むしろ、最高裁は、次のような広い意味で「二重課税」という用語を用いていると読むべきであろう。すなわち、結果的に法人税額を納付するに至らなくても、法人税の納税義務を負う主体が配当の支払を受けている以上、広い意味でふたつの法的主体に対する課税関係が生ずる。このような事態をもって二重課税ととらえている、と読むのである。

最高裁のいう「同一課税主体による二重課税」、つまり法的二重課税についてすら、このような多義性がある。ましてや、異なる納税義務者の間で生ずる経済的二重課税については、論者によって見方が分岐しても、やむをえまい。

このような事情があるため、本稿は、二重課税という概念をあくまで分析の出発点として用いるものである。

II 「国際的二重課税を排除する」とはどういうことか

1 設例による例解

(1) 本稿における論述方針の選択

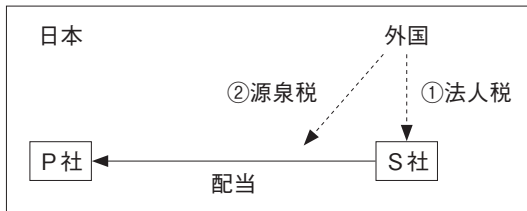
子会社配当の扱いを本格的に論ずるには、国内面と国際面とを横断する形で、法人税の存在根拠に遡った検討が必要である⁵⁹。しかし、本稿ではそのような道筋を選択せず、外国子会社配当益金不算入制度のはたらきを設例を用いて考えることにする。

(2) 設例の提示

次の設例を考えよう。

いま、日本の内国法人である親会社Pが、外国に完全子会社Sを設立する。S社は、日本の眼からみて外国法人である。このS社が事業活動を行って所得を稼得し、P社に対して剰余金の配当を行ったとする（図表1）。

【図表1】 内国法人が外国子会社から受ける配当



このとき、S社は、日本に国内源泉所得を有する場合を別として、日本の法人税の課税に服さない。S社の所得がP社に送金される時点で、はじめて日本で課税される。この扱いは、P社が外国に支店をおいて活動する場合と好対照を成す。なぜなら、支店形態の場合、当該支店の稼得する損益はP社のものとして即時に日本の法人税の課税に服するからである。

この例で、仮に外国が日本と同様の税制を採用していたとすれば、当該外国

は、①と②のふたつのレベルの課税を行うであろう。

① S社に対する法人税

② S社がP社に配当を支払う際の源泉税

(3) 平成21年度税制改正を設例にあてはめる

平成21年度改正前、日本の法人税制は、間接外国税額控除を有していた。すなわち、S社の納付した①についても、P社が受け取った配当に対応する部分をP社が納付したものとみなして、間接外国税額控除の対象としていた。これに加え、②について、外国税額控除の対象としていた。

平成21年度改正により、間接外国税額控除は廃止され、かわりに、P社は受取配当を益金不算入とすることとされた（法税23条の2）。正確には、全額が益金不算入になるのではなく、みなし費用5%をさしひいた95%相当額である（法税令22条の4第2項）。議論の本筋に関係しないので、以下では明示的に触れる場合以外、みなし費用相当分の存在を捨象して論ずる。

改正後の措置が適用される場合、②配当にかかる源泉税は、外国税額控除の対象にもならず（法税69条1項、法税令142条7項3号）、損金にも算入できない（法税39条の2）こととされた。

2 「国際的二重課税の排除」以上の便益の発生

(1) どの外国税との関係をもって「二重課税」というか

「国際的二重課税を排除する」という場合、P社が日本国に納付する法人税との関係で、どの外国税との間の「二重課税」を問題にしているのだろうか。

真っ先に念頭に浮かぶのが、図表1における①である。改正前は間接外国税額控除によって二重課税を排除していた。そこで、改正後は受取配当益金不算入によって二重課税を排除する、という説明になる。

では、図表1の②はどうか。改正前は、これについて外国税額控除の対象とし、二重課税を排除していた。改正後、外国子会社配当益金不算入制度の適用がある場合には、②に外国税額控除の適用はない。しかし、外国子会社配当益

金不算入制度の適用がない場合、たとえばP社のS株の持株割合が5%でしかないような場合には、②は依然として外国税額控除の対象になる（法税69条）。つまり、②との関係でも、日本の法人税との間で二重課税となり、改正前と同様にして外国税額控除の対象となる場合がある。

(2) 損金算入配当の扱い

上の例の外国が①や②の課税を行うかどうかは、当該外国の制度次第である。したがって、法人税を課さない国ではそもそも①が生じないし、源泉税を課さない国ではもともと②が生じない。

それでは、S社が、当該外国の税制上の何らかの理由により法人税を納付していない場合、P社の法人税の課税所得算定上、外国子会社配当は益金不算入になるか。

この点、外国子会社配当益金不算入制度は、外国子会社から剰余金の配当等を受けることを要件としており（法税23条の2第1項）、その外国子会社が当該外国に対して法人税を納付することを要件としていない。したがって、①の法人税を現地で納付していない場合であっても、P社の受け取った配当は益金不算入となるであろう。

この結論を支えるのが、いわゆる損金算入配当の扱いである。損金算入配当とは、外国子会社の居住地国の法人所得の計算上損金算入が認められる配当のことである。改正前、間接外国税額控除の計算の基礎となる外国子会社の配当は、損金算入配当を含まないものと定められていた（平成21年法律13号による改正前の法税69条8項、法税令147条2項2号）。これに対し、改正後の外国子会社益金不算入制度の下では、そのような制限を設けないこととされた。それゆえ、外国子会社において損金に算入され、外国法人税を納付済でない原資から分配される剰余金の配当であっても、日本の親会社の段階で益金不算入措置の適用がある。

その趣旨について、立案担当者は、「外国子会社の所得についてはその所在地国の課税によって完結しており、所在地国における課税の可否や税率の多寡

を問わない」と述べている（下線は増井による）⁶⁶。この指摘は、損金算入配当の扱いという特定の文脈で述べられたものであるから、これを過度に一般化することは慎むべきであろう。同じ担当者は、他にも、外国子会社益金不算入制度が簡素化の側面と経済対策的な側面とを合わせもつことなどを、理由としてあげている。

しかしながら、上記の引用文からは、外国で課税されない所得を原資として配当が行われる場合であっても、外国における課税の有無を問わず日本としては益金不算入とする、という考え方ははっきりと読み取ることができる。

(3) 日本法基準か外国法基準か

上の指摘の前提となっているのが、外国子会社益金不算入制度における「剰余金の配当」の概念を日本法基準によって判定する、というポリシーである。このポリシーを法文上表現するのが法人税法23条の2の規定であって、外国子会社益金不算入制度の対象となる「剰余金の配当等の額」を法人税法23条1項1号に掲げる金額と定義している。対象の確定にあたり、日本の法人税法の規定を参照しているのである。

この点について、立案担当者は、「外国子会社の所在地国の法令等によって認識される配当等の範囲とわが国法人税法において認識される配当等の範囲は、当然のことながら異なるものですが、外国子会社益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額は、わが国の法人税法によって配当等と認識される配当等とされているということです」と説明している⁶⁷。これを要するに、日本法人税法の基準によって配当とされる以上、いくら外国租税法との関係で損金算入されたとしても、日本法との関係では益金不算入の対象とする配当に含める、ということである。

(4) 日本法基準で判断することによる「二重非課税」の発生

立法政策のあり方としては、もちろん、外国法人税との関係で損金算入されることを無視する現行法のやり方のみが可能であるわけではない。規定の設計に

あたっては、損金算入配当を対象から除外するような他のやり方も、十分にありえたはずである。

いま、現行規定の法文にあらわれたポリシーを広く拡張して定式化すれば、次のようになろう。

- * 外国子会社の所得についてはその所在地国の課税によって完結している。
- * 日本親会社の所得についてはその居住地国たる日本の課税によって完結している。
- * この両者は独立である。

このロジックによって、外国子会社が外国法人税を納付しておらず、かつ、日本親会社が受取配当を益金不算入するという現象が生ずる。いわゆる「二重非課税（double non-taxation）」である。

Ⅲ 日本の課税ルールは相手国の税制をどこまで意識すべきか

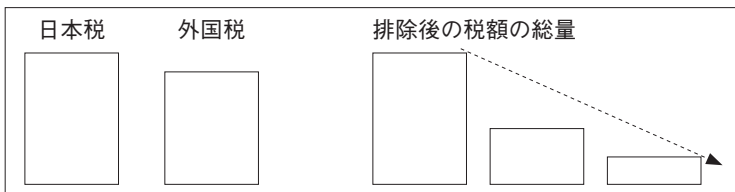
1 全世界型とテリトリアル型

(1) 課税を排除する度合い

二重課税の排除というとき、常識的には、二重課税することによる超過部分だけを排除して、一回だけの課税の状態に戻すことを意味する。

しかし、排除の度合いを無制限に増やしていくと、結果として一回も課税されないことまでをも意味しうる。このことは、やや直感に反するかもしれないが、形式論理の問題としていえば、「二重課税の排除」は、「一回も課税しないこと」をも含む。つまり、排除後の税額の総量がゼロになる場合を含むのであ

【図表2】 排除の程度のイメージ図



る（図表2）。

それゆえ、外国子会社配当益金不算入制度の適用の結果として二重非課税になる場合があるからといって、この制度が「二重課税の排除」のための措置であることと矛盾するわけではない。形式論理の問題としては、そうである。

(2) 制度論として重要な下限の設定の有無

しかしながら、国際課税の文脈において、(A) 一回の課税を確保することと、(B) 一回も課税しないこととの間には、看過しがたい違いがある。さながら水と油のようである、といっても過言ではない。

このことを敷衍すると、次のようになる。

一方で、Aの考え方をとると、二重課税の排除は、全世界所得（worldwide income）に対して日本の税率を適用した課税を確保できるレベルを下限とする。二重課税排除のための制度設計上、外国税額控除の控除限度額がそうであるように、一定の限度を設けるのである。これを「全世界型」とよんでおこう。

他方で、Bの考え方は、二重課税の排除措置によって、同じ所得に対してどの国でも課税しない結果が生ずることを容認する。制度設計上も、とくに下限は設けないことになる。つまり、日本の眼からみた国外所得は、相手国において課税されていなかったとしても、日本で免税になる。この考え方は、領土内で発生した所得についてのみ課税するという考え方に親近性を有する。テリトリアル原則（territoriality principle）、あるいは属地主義、領域主義である。この考え方を「テリトリアル型」とよんでおこう。

このように整理すると、日本の現行法の下で、外国子会社配当益金不算入制度は、損金算入配当の扱いに見られるように、テリトリアル型の結果を容認しているということになる。その範囲で、日本の法人税制は、全世界所得課税から逸脱しているのである。

(3) 他の課税ルールに視野を広げる

視野を広げると、日本の税制は、全世界型とテリトリアル型という異なる考え方を、場面によって使い分けている（図表3）。全世界型を体现するのが、内国法人が外国支店で稼得する所得に全世界所得課税を及ぼすルールや、外国子会社合算税制などである。これに対し、テリトリアル型をとるのが、外国子会社配当益金不算入制度やタックス・スペアリング・クレジットである。

【図表3】 全世界型とテリトリアル型

| タイプ | 例 |
|---------|-------------------------------------|
| 全世界型 | 外国支店の扱い 外国子会社合算税制 |
| テリトリアル型 | 外国子会社配当益金不算入制度 タックス・スペアリング・クレジット |

2 外国支店の扱いや外国子会社合算税制など

(1) 外国支店の扱い

内国法人が外国に設ける支店の扱いは、全世界型になっている。外国支店で稼得する損益は当該内国法人に人的に帰属し、稼得したその事業年度に日本の法人税に服するからである（法税5条）。

(2) 外国子会社株式の譲渡損益

同じことは、外国子会社株式の譲渡損益についてもいえる。

(3) 外国子会社配当益金不算入制度の適用がない場合の受取配当

外国子会社配当益金不算入制度の適用がない場合の受取配当についても、同様である。

たとえば、図表1の設例で、P社の持株割合が25%（あるいは条約で定める所定の税率）未満の場合には、外国子会社配当益金不算入制度の適用がない。その場合、S社の稼得する法人所得は配当時点まで原則として日本での課税を

繰り返され、配当の支払を受ける時点でP社は受取配当を益金に算入したうえで②の源泉税について外国税額控除を利用できる。これは、P社に対して外国源泉の配当も含めて課税し、日本の税率を下限として一回課税を確保するものであり、全世界型のルールである。

つまり、持株割合25%以上であるか否かで、異なる型を使い分けていることになる。25%以上であれば、外国子会社配当益金不算入制度というテリトリアル型である。25%未満になると、全世界型に切り替わり、②との関係で外国税額控除が利用できるが、①との関係ではP社の法人税との間の調整はなされない。

(4) 外国子会社合算税制

外国子会社合算税制も、全世界型の発想にたっている。

図表1と同じ設例で、当該外国が軽課税国であり、トリガー税率20%以下の場合を想定する。S社が特定外国子会社であり、適用除外要件を充たさないとすると、S社の留保所得はP社の所得に合算し、日本の法人税率で課税されることになる(租特66条の6)。日本の税率でもって、課税を確保するのである。

S社が当該外国に納付する法人税額があれば、合算とともに、外国税額控除の対象とする(租特66条の7)。S社という子会社形態のかわりに、支店形態で進出している場合と、同じ結果になる。外国税額控除により外国法人税との重複を避けつつ、日本の税率適用によりいわば「一回」分の課税にする。

やや複雑なのが、P社に合算する対象と、S社がP社に支払う配当との相互関係である。この点、平成21年度税制改正により、S社が支払う剰余金の配当は、合算対象から除外しないこととされた。まずはともかく合算してしまうという発想は、P社の視点からみた全世界型の発想といえよう。

S社がP社に配当を支払うと、今度は外国子会社配当益金不算入制度の適用がある。合算された金額に達するまでの金額については、益金不算入金額から5%のみなし費用の額を控除しない(租特66条の8第2項前段)。つまり、全額が益金不算入となる。

S社からP社に対する剰余金の配当に係る外国源泉税は、P社の法人所得の算定上、損金に算入する（租特66条の8第2項後段）。これは、外国子会社合算税制の合算対象が配当に係る外国源泉税を含むグロスの金額とされていることとのバランスで、とくに損金算入を認めたものと説明されている⁸⁸。

3 外国子会社配当益金不算入制度における外国源泉税の扱い

(1) 外国源泉税の扱い

外国子会社配当益金不算入制度が領土内で発生した所得のみに課税するテリトリアル型と位置づけられることは、損金算入配当を例にとりて、IIで論証してきた。そこで念頭においていたのは、図表1の例でいえば、外国子会社S社が外国で納付する①法人税についてであった。

それでは、外国子会社配当益金不算入制度の適用がある場合、②外国源泉税の扱いは、どちらの型に属することになるか。これも①と同様といえよう。言い換えれば、外国で一回課税される結果を、日本側では放置することになっている。

(2) 設例による例解

図表1の設例にそくしていえば、ここで議論の対象となるのが、S社がP社に配当を支払う際に外国で課される②源泉税の扱いである。

先にII1で述べたように、外国子会社益金不算入制度の適用がある場合、②の源泉税は、外国税額控除の対象から除外される（法税69条1項、法税令142条7項3号）。その結果、外国で源泉税を納付しても、日本では外国税額控除を受けることがない。もし、現行法と異なる鷹揚なポリシーをとり、日本が②を外国税額控除の対象に含めたとすれば、外国で源泉税を納付すれば、その分が日本で税額控除としてP社に戻ってくるはずであった。

この場合の外国源泉税を外国税額控除の対象から除外する理由は、日本で受取配当をP社の課税ベースに含めていない点にある。立案担当者によると、日本で受取配当を課税しない以上、その配当に対して課される外国源泉税につい

ては「二重課税調整をする必要がない」ことから、外国税額控除の対象から除外した、というのである⁹⁹。

これは、日本では課税の対象にしない以上、外国で課税されていても面倒をみない、という考え方である。テリトリアル方式の発想といえよう。

(3) テリトリアル型をとることによる源泉税課税の放置

その結果、外国での源泉税の課税が放置される結果となる。これは、一見すると、①の損金算入配当について二重非課税が生じていたのと、異なる結果であるようにも見える。

しかし、相手国の取扱いに日本の取扱いを連動させない、というやり方をとっている点において、両者は共通する。図表1の設例と異なり当該外国が源泉税を課さなかったとしても、日本としては外国の税制におかまいなく、配当を益金不算入とし、源泉税を税額控除の対象にしないだけのことである。その場合には、②の源泉税が課されず、日本の法人税が課されない、という意味での二重非課税の状態が生ずる。それは、①の損金算入配当の場合と同じ結果である。

4 タックス・スペアリング・クレジット

租税条約上のみなし外国税額控除 (tax sparing credit) は、一般的に全世界所得課税を行う制度の下で、テリトリアル型と同様の効果を得るための仕掛けである。

進出先の国が租税優遇措置を講じて課税しない場合であっても、本来、全世界所得課税の下では、日本の税率でフルに課税するはずである。現地で納税しなければ、当然、日本は外国税額控除を与えない。これに対し、現地で納税がなかったとしても、あたかも納税したかのようにみなして、日本側で外国税額控除を与える。これが、みなし外国税額控除である。その結果として、国外所得免除方式をとった場合と同じ効果が得られる。

平成21年度税制改正は、間接外国税額控除を廃止し、外国子会社配当益金不

算入制度に代えた。テリトリアル型を採用した範囲で、立法政策上、みなし外国税額控除は不要になったはずである。にもかかわらず、二国間租税条約には、いまなお、みなし外国税額控除を維持しているものがある²⁹⁾。

5 本稿の主張とその含意

(1) 全世界型とテリトリアル型の折衷

以上みてきたように、日本の法人税制の国際的側面は、ふたつの考え方の間の微妙な折衷の上に成り立っている。

【全世界型】 内国法人の全世界所得に対して少なくとも日本の法人税率での課税を及ぼすという考え方

【テリトリアル型】 相手国での課税の有無を問題にせず日本で免税するという考え方

(2) 制度設計における型の間のバランス

一方を強調すると、他方が退く。どうバランスをとるかで、制度設計の基本軸が決まる、という関係にある。

たとえば、いま仮に、外国子会社益金不算入制度の設計にあたり、全世界型のポリシーを全面的に貫徹するのであれば、損金算入配当は益金不算入措置の対象外とすることも、選択肢としてありえたはずである。

しかし、そのようなルール設計はなされなかった。次の2点にかんがみると、それなりに理由のあることであった。第1に、外国子会社合算税制が働く限りで、日本の税収確保との関係では、日本の税率で課税することができる。いわば、全世界型のバックアップが存在するのである。第2に、何をもって外国で課税に服している (subject to tax) とみるべきか、具体的な基準設定が難しい。基準を設定したらしたで、執行コストが増大する³⁰⁾。

逆にいうと、制度改正や経済状況の変化など、何かの理由で両者のバランスを再調整すべき事情が生じた場合には、これら2点にもかかわらず、ルール設計のあり方を再考すべき時期がくるかもしれない。

(3) 国際的租税裁定に対する含意

以上のふたつの型のいずれをとるかによって、国際的租税裁定 (international tax arbitrage) にどう対処すべきか、という問題への対処方針が異なってくる。

国際的租税裁定とは、ひらたくいえば、国家間の課税ルールの食い違いを利用して、納付税額を減らすことである²²。たとえば、同じリース取引を売買とみる国と賃貸借とみる国があることを利用して、ある国でも減価償却費を控除し、別の国でも減価償却費を控除する、といった例がある。

全世界型の発想をとると、このような取引は禁圧すべきである、という方向に傾きやすい。これに対し、テリトリアル型の発想をとると、相手国の扱いがどうであろうか、日本は日本基準で費用控除の可否を決すればよいことになり、結果として相手国との関係でダブルの控除が生じても関知しないことになりやすい。

(4) 外国法とのミスマッチと日本法内部でのミスマッチ

全世界型とテリトリアル型の違いは、日本の課税ルールが相手国の税制をどこまで意識すべきか、という点に関するスタンスの違いに根ざしている。損金算入配当の設例の分析から明らかのように、テリトリアル型は、自国の領域外のできごとを関知しない。いってみれば、孤立主義的な趣をもつ。

これに対し、日本国内における課税ルールの食い違いから生ずる問題もある。問題の性格の違いを明らかにするために、ここで付言しておこう。非課税収益に対応する負債利子費用の扱いである。

たとえば、図表1のP社が、銀行からの負債を原資としてS社の株式を購入していたとしよう。この場合、P社は銀行に対して負債利子を支払うことが必要になる。現行法の下では、そのような負債利子費用の控除に対する特段の制限は置かれていない。その結果、受取配当 (の95%) は益金不算入となり、利子費用は損金算入となる。益金側と損金側でミスマッチが生じているのである。このようなルールの構造は、租税裁定 (tax arbitrage) に対して脆弱である。

負債利子の扱いについては、再検討が必要と思われる。上記の取扱いには、他の課税ルールにおいてとられている考え方と、かなり異なるところがある。他の課税ルールの一例として、内国法人から受け取る配当については、負債利子費用の控除制限が置かれている（法税23条4項）。この扱いと比較すると、かなり割り切ったやり方であるというべきであろう。

また、別の例として、外国子会社配当益金不算入制度の適用のある場合に、外国源泉税は損金不算入とする（法税39条の2）。損金不算入の理由は、「課税所得の算定上費用収益を対応させる」趣旨であると説明されている²³。益金にあげないから、それに対応して損金におとさないというわけである。この扱いと比べても、負債利子費用の控除の扱いはかなり対照的である。

負債利子の扱いについては、これらの他の課税ルールとの平仄をとるという視点を加味して立法のあり方を再検討すべきであろう。その際には、多国籍企業グループの資金活用の実態をにらむ必要がある。平成24年度税制改正大綱では、「過大支払利子税制」の導入が提案されている。その趣旨は、「所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止する」ことに求められている。負債利子をめぐる益金側とのミスマッチの問題は、さらに一歩根の深い問題である。

本稿の主題との関係で確認しておくべきは、この問題が日本の法人税制の内部における不整合に由来するものであって、外国税制と日本税制の相互作用のせいで生ずるものでないことである。

おわりに

本稿は、外国子会社配当の益金不算入制度が何のためにあるかを問い、「国際的二重課税を排除する」という通常の趣旨説明を、一歩突っ込んで分析した。そして、全世界型とテリトリアル型というふたつの考え方を抽出し、日本法の現状がこれらの考え方の微妙な折衷であると主張した。このいずれを重視するかが、国際課税ルールの設計にあたっての根本問題である。対立軸の存在につき、認識が共有されることを望みたい。

-
- (1) 『平成21年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 2009年) 425頁。
 - (2) 青山慶二「外国子会社配当益金不算入制度の考察」筑波ロー・ジャーナル6号(2009年) 99-100頁。
 - (3) 金子宏『租税法(第16版)』(弘文堂, 2011年) 444頁。
 - (4) 水野忠恒『租税法(第5版)』(有斐閣, 2011年) 594頁。
 - (5) 谷口勢津夫『税法基本講義(第2版)』(弘文堂, 2011年) 356頁。
 - (6) 赤松晃『国際課税の実務と理論(第3版)』(税務研究会出版局, 2011年) 248頁。
 - (7) 志賀櫻『詳解国際租税法の理論と実務』(民事法研究会, 2011年) 74頁。
 - (8) 中里実ほか編『租税法概説』(有斐閣, 2011年) 292頁 [淵圭吾執筆]。
 - (9) 金子・前掲注(3)・444頁。
 - (10) 藤井保憲「国外所得課税・国外所得免税の正当化と執行上の問題点」本庄資編著『国際課税の理論と実務』(大蔵財務協会, 2011年) 436頁。
 - (11) 伴忠彦「海外子会社配当非課税制度について企業が考慮すべきこと」本庄資編著『国際課税の理論と実務』(大蔵財務協会, 2011年) 888頁。
 - (12) 朝長英樹ほか監修『最新国際的二重課税排除の制度と実務』(法令出版, 2009年) 270頁。
 - (13) 朝長ほか・前掲注(12)・274頁。
 - (14) 渡辺智之「法人の二重課税と国際的二重課税」ジュリ1320号(2006年) 186頁。
 - (15) 岡村忠生「国際課税とインテグレーション」法学論叢132巻1・2・3号(1992年) 182頁。
 - (16) 『平成21年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 2009年) 430頁。
 - (17) 『平成21年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 2009年) 429-430頁。
 - (18) 青山・前掲注(2)・111頁。
 - (19) 『平成21年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 2009年) 438頁。
 - (20) 増井良啓「外国子会社配当益金不算入制度の導入と租税条約」トラスト60編『国際商取引に伴う法的諸問題(16)』(2010年) 105頁。
 - (21) 二国間租税条約に関する例であるが, Luc De Broe et al., Interpretation of Subject-to-tax Clauses in Belgium's Tax Treaties - Critical Analysis of the "Exemption Vaut Impôt" Doctrine, Bulletin for International Taxation, Vol.63, No. 2, 68 (2009) は, 国外所得免除方式をとるベルギーが, 相手国で実際に課税されていなくても条約上免除を与えるべきだとするいわゆる Exemption Vaut Impôt ドクトリンを批判的に検討する。
 - (22) 増井良啓「国際的租税裁定に関する研究ノート」トラスト60編『国際商取引に伴う法的諸問題(11)』(2003年) 49頁。
 - (23) 『平成21年版改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 2009年) 431頁。